

若手職員からのメッセージ



淀川労働基準監督署 労災課

田中 雅貢（令和4年4月採用）

厚生労働事務官（基準）を選んだ理由

業務説明会に参加して、全ての人々の基盤である「はたらく」を支える事ができる仕事にやりがいを感じることができると思ったことがきっかけで厚生労働事務官（基準）を志望しました。

現在の業務内容

業務、通勤途中の交通事故で負傷した労働者の補償業務を担当しています。

相手方がいる事故の場合、被災者は労災保険と相手方が加入している自賠責保険等のいずれに対しても治療費や休業補償について請求権を持っていることが殆どです。どちらの保険から給付を受けるかについては被災者自身で選択出来ませんが、仮に労災保険から給付した場合、給付額のうち過失割合に応じ相手方の加入している保険会社等へ求償しています。

適正な範囲を超えた給付を行った場合、求償に応じてもらえない事に繋がってしまいますので、通院、休業期間の長さの適否等については被災者や主治医、労災協力医等と連絡を取りながら慎重に判断しています。

業務のスケジュール

8時半～

始業、メール等をチェックし1日の業務の流れを確認します。

9時～

労災協力医への相談に向けて資料の作成や上司との打ち合わせを行います。

10時～

相談場所に向けて監督署を出発します。

11時～

労災協力医へ相談を行います。相談時間は事案によって異なりますが、1時間程度要するものが多いと感じています。

12時～

相談終了後、お昼を取ります。出張が無い場合は監督署の休憩室でお昼を取っています。

14時～

帰庁後、届いた郵便物の確認、不在の間に入っていた電話のかけ直し、メールの確認等を行い、急ぎの業務が無いか確認を取ります。

15時～

労災協力医への相談結果について上司へ報告を行い、とりまとめを行います。

17時15分～

終業、繁忙期を除いて残業はあまり行っておりません。

職場の雰囲気

分からない事は、上司や先輩が優しく丁寧に教えて下さり、温かい職場だと日々感じています。

大阪労働局職員を目指す方へのメッセージ

4年目になった今でも毎日知らない事に出会い、学ぶ機会が多い仕事だと感じていますが、周囲への相談がしやすく、研修制度、休暇制度等のワークライフバランスも充実しているので安心して業務に励む事が出来ています。

私自身、数多くの省庁の業務に魅力を感じ、沢山の業務説明会に参加しました。業務内容については勿論ですが、振り返ると厚生労働事務官（基準）の業務説明会を開催して下さった先輩方の温かい雰囲気が入庁の大きな決め手になっていたと、このメッセージを書きながら感じています。

是非、沢山の省庁の説明会に足を運んで頂き、厚生労働事務官（基準）の業務内容や、職場の雰囲気についても興味を持っていただけたら幸いです。

皆様と一緒に働くことが出来る日を楽しみにしています。